参考資料7-4-

公共工事における総合評価方式 活用検討委員会の報告



~ 総合評価方式の総点検 ~

平成21年4月21日

目 次

1.評価の枠組み

2. 総合評価方式の概要

3.評価

4. 今後の方向







 P_{5}





社会的要請に対応した工事

□ 初期性能の特続性の向上、耐久性・安定性の向上、 環境の維持(騒音・振動・水質汚濁など)、交通の確保、 安全対策、リサイクルなど



<参考>技術提案テーマの設定状況

各工種ともに、技術提案課題に「性能・機能の向上」に関する事項を採用する工事(採用件数)が6~9割を占めているが、この他に、工事の内容に応じて、「環境の維持」、「特別な安全対策」に関する事項を必要に応じて設定している。

<u>技術提案の採用件数率</u>注2)

<u>技術提案の配点率(点数ベース)</u>



注1)10地方整備局等(北海道、沖縄含む)が発注した平成18年度から平成19年度第3四半期までの契約工事のうち、CORINS登録工種の件数が多い6工種を対象に集計 (CORINSデータとマッチングできた1,607件を活用)。

注2)技術提案は各工事に複数設定している場合があるため、合計が100%とならない。



3.評価 ~評価方法の概要~

評価項目 工事の品質向上に対する効果について



評価項目	「具体的な運用方法」、「公正性・透明性の確保」、	
	「手続きの負担」等について	

> 受発注者に対するアンケートにより、受発注者の評価を分析することにより評価。

 │ 実施期間	
対象者:	発注者
	・地方整備局等(8地方整備局及び北海道・沖縄)、事務所(約240事務所)
	受注者
	·(社)日本土木工業協会 加盟企業(約140社)
	・(社)全国建設業協会 加盟企業(約25,000社から1%程度(約250社)抽出)

3.評価 ~評価項目 工事の品質向上~

価格競争に比べ総合評価における事故の発生率は低い傾向(価格競争7.0%、総合評価1.9%) 得点率が高いほど、工事成績評定が高くなる傾向が見られる。



3.評価 ~評価項目 工事の品質向上~

総合評価方式の導入により、不良工事の減少、技術力を反映した競争の促進や企業技術者の 技術力向上等の効果の発現が認められている(期待されている)。

> Q 総合評価方式の導入効果として下記項目について 発現が認められている又は今後の発現が期待されていますか。 注)受発注者アンケート結果による



P.13

3.評価 ~評価項目 具体的な運用方法について~

受発注者双方とも、技術提案の審査及びダンピング対策に係る事項に対して、約半数が問題認識がある。

発注者側より受注者側に高い問題認識のある項目として、技術提案と予定価格のバランスがあげら れる。



3.評価 ~評価項目 公正性・透明性の確保について~

公平性・透明性の担保について、発注者側は効果が既に発現していると認識しているが、受注者側は更なる「評価結果の公表」が重要と考えている。

Q 総合評価方式の導入効果として下記項目について発現が認められている又は今後の発現が期待されていますか。 注) 受発注者アンケート結果による



3.評価 ~評価項目 手続きの負担について~

発注者側の9割以上が手続きに伴う時間・事務負担に係る事項を重要と考えている。

受注者側は技術提案の作成費用に係る事項について重要と考えている割合が発注者側に比べて高い。

Q 総合評価方式の導入に対して下記項目について 問題認識として重要とお考えですか。

注)受発注者アンケート結果による

<具体的な意見>



発注者側について、事務負担の軽減を図ると共に、受注者側にも過度な技術提案を求めないよう事務の改善等について検討する必要。



評価項目 工事の品質向上に対する効果について

・価格競争より総合評価方式で発注した工事のほうが事故発生率が低い。 ・技術評価点の得点率が高いほど、工事成績評定が高い。

総合評価方式の導入により、価格だけの競争に比べると確実な施工が確保された工事が実施されている。

・総合評価方式の導入により、不良工事の減少、技術力を反映した競争の促進や受発注者側担 当者の技術力向上等の効果の発現が認められている(期待されている)。

総合評価方式の導入により、「品質の向上」を目指した発注に努めてきており、 また、受発注者双方とも、これに対応した技術力の向上に努めてきていると 評価できる

引き続き定点観測を行うとともに、年次レポートを公表する等により、 フォローアップしていく。

評価項目 「具体的な	運用方法」、「公正性・透明性の確保」、 「手続きの負担」等について			
具体的な運用方法	: 技術提案の審査、技術提案を踏まえた予定価格の作成方法及び ダンピング対策等について引き続き検討する必要。			
公正性・透明性の確	保: 評価結果の公表について、更に透明性が確保されるよう検討する必要。			
手続きの負担	: 発注者側について、事務負担の軽減を図ると共に、受注者側にも			
	過度な技術提案を求めないよう事務の改善等について検討する必要。			
特に問題意識の高い発注者・受注者へ個別のヒアリングを行い、 年度末に向け、各課題に対する具体的な改善策を検討中。				

4.今後の方向 ~既に具体策として取り組んでいる課題~

公正性・透明性の確保に係る対応策について

評価の透明性をより一層高めるため、評価結果の公表方法を統一化する。

(1) 公表内容

以下の大項目ごとにまとめて得点を公表することを <u>最低限</u>とする。

技術提案(施工計画):課題別

施工体制

その他(企業の施工実績、 配置予定技術者の能力等)

(2) 公表方法

従来の閲覧による方法の他、HPにて公表する。

評価結果のHPによる公表の例

加算点評価の内訳

1.件名 平成		年度		橋下部	工事						
2.所属事務所			国道	事務所							
3.入札日	時	平成	年	月	日	時	分				
		技術提案									
業者名	標準点	橋脚・橋 コンクリ・ 品質向上	ートの	ン	/イルセメ ト杭の 向上対策	施工体制		その他	加算点 合計		
A社	100	4.0		4.0			5.0	10	.0	9.5	28.5
B社	100	2.0			2.0	30	.0	13.5	47.5		
C社	100	3.0			4.0	30	.0	-2.5	34.5		
D社	100	1.0			0.0	30	.0	11.5	42.5		
E社	100	7.0			3.0	0.	0	13.5	23.5		
F 社	100	5.0			3.0	10	.0	0.5	18.5		

4.今後の方向 ~既に具体策として取り組んでいる課題~

技術提案と予定価格のバランス(過度な技術提案)に係る対応策について

以下に例を示すような改善効果が低い評価項目や、現場条件の変更に伴い影響を受ける (不確実性の高い)評価項目は、提案課題として設定しない。

〔例〕 ·水素イオン濃度(pH)の範囲の差

・トンネル掘削余掘量

コスト負担を要するハード対策(例えば、騒音・振動対策としての防音扉の設置等)が必要な 場合には、標準案として予定価格に反映する。

求める技術提案に上限(値)を設定する場合、発注者は予定価格の範囲内で技術提案の上限(値)を履行することが可能か判断する。

予定価格の範囲内で技術提案の上限(値)を履行することが困難、または判断できない場合 には「見積りを活用する積算方式」や高度技術提案型(または標準型+見積り活用方式)を 適用し、予定価格に反映する。

受発注者間の認識の乖離が生じないよう、技術提案課題や上限(値)の設定根拠、対象範囲や提案の視点、変更協議の対象の有無等を入札説明書にて分かり易い記載に努める。

<参考>公共工事における総合評価方式活用検討委員会

委員名簿	これまでの経緯と主な議題
大森 文彦東洋大学法学部企業法学科 教授小澤 一雅東京大学大学院工学系研究科 教授小林 康昭足利工業大学工学部都市環境工学科 教授福田 昌史高知工科大学 客員教授渡邊 法美高知工科大学フロンティア工学教室 教授村田 曄昭(社)日本土木工業協会 公共工事委員長本間 達郎(社)全国建設業協会 理事谷村 隆三(社)全国建設業協会 理事	平成19年度(この他、部会4回開催) 3/27 総合評価方式の運用改善方策 平成20年度 10/7 アンケートの実施について 12/22 総合評価方式実施状況報告 アンケート結果の報告 今後、2・3月に会議開催予定。
新谷 景一 東京都建設局総務部技術管理課長 中里 茂郎 川越市建設部長 上記の他、省内関係課長等が参画	